

統計委第7号  
平成31年2月20日

総務大臣  
石田真敏殿

統計委員会委員長  
西村清彦

## 諮問第126号の答申 工業統計調査の変更について

本委員会は、諮問第126号による工業統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

平成31年2月18日付け総統経第25号20190214統第1号により総務大臣及び経済産業大臣から、それぞれ申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「工業統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

##### (2) 理由等

###### ア 調査員調査に係る調査方法等の変更

本調査については、「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」（平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「諮問第113号の答申」という。）の「今後の課題」において、「平成32年（2020年）における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること」としていたところである。

これに対応するため、本申請では、下表のとおり、報告を求める方法のうち、調査員調査（単独事業所（単独事業所には、本所若しくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。）を主な対象として実施）に係る調査方法等を変更することを計画している。

表 調査員調査に係る報告を求める方法の見直し

現行	変更（案）
<p>○ 甲調査及び乙調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査員が調査票を配布・回収</li> </ul> <p>【配布及び回収】総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 報告者</p>	<p>① 乙調査及び今回調査で新たに甲調査の対象となる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の配布は従来どおり調査員が行い、回収は民間事業者を活用し、郵送・オンラインにより実施</li> </ul> <p>【配布】変更なし 【回収】報告者 - <u>民間事業者</u> - 総務省及び経済産業省</p> <p>② 甲調査の上記①以外の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査員調査を廃止し、調査票の配布・回収は民間事業者を活用して、郵送・オンラインにより実施。</li> </ul> <p>【配布及び回収】総務省及び経済産業省 - <u>民間事業者</u> - 報告者</p>

(注) 調査対象事業所のうち、甲調査は従業者30以上の事業所を対象にしており、乙調査は、従業者が4人から29人の事業所を対象にしている。

これらについては、国勢調査の業務の輻輳が顕著となる平成32年（2020年）調査における6月以降の地方公共団体の事務負担の軽減に資するものであり、諮問第113号の答申に対応するものであることから、適当と考える。

なお、平成34年（2022年）調査以降に予定されている、経済構造実態調査との包摂に向けた検討に当たっては、今回の変更による効果や影響等を検証することも重要と考える。

#### イ その他の変更

本申請では、調査計画の報告を求める者の数について、平成28年経済センサス - 活動調査の結果を反映した数値に見直す等の変更を計画している。

これらについては、調査計画の記載内容について、適正化を図るものであることから、適当である。